

2020年2月1日改定

乗換案内 Biz 利用規約（使用許諾契約）

製品名：乗換案内 Biz

ジョルダン株式会社（以下 ジョルダン という）が提供する本ソフトウェア製品を日本国内で使用する権利を下記条件に基づきお客様に許諾し、お客様も下記契約条件にご同意頂くものとします。本契約条件にご同意頂けない場合には、ご返却ください。

記

第1条 定義

- 「お客様」とは、乗換案内 Biz シリーズ製品の使用許諾を受けた法人又は個人をいいます。
- 「本ソフトウェア」とは、お客様が、本契約に基づいて使用許諾を受けるソフトウェア（『乗換案内 Biz』シリーズ製品）をいいます。
- 「ライセンス」とは、本契約に基づきお客様が取得する本ソフトウェアの使用許諾をいいます。

第2条 使用条件

- お客様は、本ソフトウェアを有償の利用申し込みした契約数及び条件で使用することができます。
- お客様は、本契約により本ソフトウェアを使用する限定された権利を許諾されるのであり、本契約書に記載のない本ソフトウェアの使用、製造、配布、あるいは本ソフトウェアを利用した出版等を行うことはできません。（本ソフトウェアの著作権はジョルダンが有します。）

第3条 禁止事項

- お客様は、前条の規定に反して本ソフトウェアを複製することはできません。
- お客様は、本ソフトウェアを改造し、またはリバースエンジニアリングをすることはできません。
- お客様は、ジョルダンから提供された仕様書、アクセスキー、環境情報等を第三者に公開することはできません。
- お客様は、第三者に本ソフトウェア及びそれを複製したものの占有を移転し、または使用权を譲渡、貸与、再使用許諾等を行うことはできません。
- お客様は、ジョルダンの著作権表示を除去したり、不明確にすることはできません。
- お客様は、本ソフトウェアをレンタル・疑似レンタル行為等により第三者に譲渡、使用許諾または転売すること、あるいは第三者から譲り受け、使用許諾を受けまたは買い受けることはできません。
- お客様は、本ソフトウェアを中古品として第三者に譲渡、使用許諾または転売すること、あるいは第三者から譲り受け、使用許諾を受けまたは買い受けることはできません。
- 利用上知り得た業務上の機密は、共に、相手の承諾を得ることなしに、漏らすことはできないものとします。

第4条 保証範囲

- ジョルダンは、本ソフトウェアの品質及び機能には万全を期していますが、いっさい誤りがないことを保証しません。あくまで参考としてお使いください。
- 製品に起因するお客様の金銭上の損害および逸失利益、または第三者からのいかなる請求についても、ジョルダンはその責任を負いません。

第5条 反社会的勢力の排除

- 非該当性及び非関係性の表明・確約

お客様及びジョルダンは、次の各号を表明保証し、かつ、将来にわたって確約するものとします。

- 自己及び自己の役員（取締役、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- 反社会的勢力が経営を支配していないこと。
- 反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと。

- (4) 反社会的勢力を利用していないこと。
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- (6) その他自己又は自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2. 不当行為をしないことの確約

お客様及びジョルダン、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

3. 違反した場合の効果

お客様又はジョルダンが前二項のいずれかの表明保証又は確約に違反したときは、他方の当事者は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができものとします。

4. 損害賠償

前項に基づき本契約を解除された当事者は、解除により生じる損害について、解除した当事者に対して一切の請求をすることはできないものとします。

第6条 有効期限

- 1. 本契約の有効期限は、お客様が使用を開始したときから開始され、本ソフトウェアの使用を止められたときに自動的に終了します。
- 2. お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、ジョルダンは本契約を一方的に解除し、終了させることができます。
- 3. 本契約が終了もしくは解除された場合、お客様は速やかにお客様のご負担で本ソフトウェアをジョルダンに返却していただくか、破棄していただくものとし、本契約の終了もしくは解除後にお客様は本ソフトウェアを使用、譲渡、貸与または再使用許諾することはできません。

第7条 一般条項

- 1. お客様及びジョルダンは、本契約に関して発生した紛争については、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることに同意します。

第8条 利用規約の変更

- 1. ジョルダンは以下の場合に、ジョルダンの裁量により、利用規約を変更することができます。
 - (1) 利用規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2. ジョルダンは前項による利用規約の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日の1か月前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（URL：<https://biz.jorudan.co.jp/>）に掲示します。
- 3. 変更後の利用規約の効力発生日以降にお客様が本製品を利用したときは、お客様は、利用規約の変更同意したものとみなします。

[附則]本規約は、日本標準時2020年2月1日より有効とします。

以上